

板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業実施要綱

(令和7年2月12日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療的ケア児及びその家族がその心身の状況等に応じた適切な支援を受けることにより、地域において安心して生活できるよう、地域における相談支援等の体制を整備することを目的として、医療的ケア児及びその家族から継続的に不安や悩みを聞き寄り添いながら、教育・医療・保健・福祉等の関係機関等へつなぐ相談支援事業として、板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律 第81号）第2条第1項に規定する医療的ケアをいう。
- (2) 医療的ケア児 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、板橋区（以下「区」という。）内に居住地を有する医療的ケア児その他区長が事業による支援が必要であると認めた者及びその家族とし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の有無は問わないものとする。

(事業内容)

第4条 区は、対象者、その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の医療的ケア児等の特性に配慮しつつ、総合的に応ずることができるようにするため、医療的ケア児等コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の相談支援を行うものとする。

- 2 区は、前項における対象者、その他の関係者に対する相談支援の実施に関して、板橋区子ども発達支援センター等において、コーディネーターの活動に係る連絡調整、助言及び支援を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下「関係機関等」という。）との緊密な連携の下、必要な相談体制を整備するものとする。

(業務内容)

第5条 前条の規定によりコーディネーターが行う業務は、次の各号に掲げる業務とし、その業務内容はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者への相談支援業務 対象者からの相談に応じ、次に掲げる支援を実施するに当たり、自宅等への訪問、関係機関等への同行、必要な情報の提供、助言等を行う業務
 - ア 基本相談
 - イ 保育・教育に関する支援
 - ウ 健康・医療・福祉に関する支援
 - エ 福祉サービスの利用に関する支援
 - オ その他必要な支援
- (2) 医療的ケア児の支援を実施する関係機関等への協力業務 医療的ケア児への支援を実施する関係機関等をサポートするために行う次に掲げる業務
 - ア 症例検討や情報交換等を通じた関係機関等との連携による、地域の支援体制整備への協力
 - イ 医療的ケア児の支援にかかわる区の会議へ参加
- (3) その他業務 前2号に掲げる業務以外の業務で、区長が必要と認める業務

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者は、板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業利用申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第7条 区長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、第3条に定める要件について調査したうえで、事業の利用の可否を決定する。事業の利用を認める場合は板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業利用決定通知書（別記第2号様式。以下「決定通知書」という。）を、認めない場合は板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業利用却下通知書（別記第3号様式）を申請者に交付するものとする。

(変更の届出)

第8条 前条の規定により事業の利用を認められた利用者（保護者）が氏名又は住所等を変更したときは、板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業変更届出書（別記第4号様式。以下「変更届出書」という。）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項による変更が生じた際に、板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業変更決定通知書（別記第5号様式。以下「変更決定通知書」という。）を利用者に交付するものとする。

（決定の取消し）

- 第9条 区長は、板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業辞退届出書（別記第6号様式）の提出があったときは、事業の利用を認める決定を取り消すものとする。

（費用負担）

- 第10条 この事業の利用者が負担する利用料は、無料とする。

（委託等）

- 第11条 区長は、事業の効率的な運営を図るため、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた法人その他団体に委託することができる。

- 2 前項の規定による事業の受託者及びその従事者（以下「受託者等」という。）は、事業を行うに当たっては、利用者の人権を尊重し、その身上に関する個人情報管理を遵守し漏洩してはならない。事業の受託を終了した後も、同様とする。
- 3 受託者等は、区長が指示するところにより、事業の実施状況を報告しなければならない。

（台帳等の整備）

- 第12条 区長は、相談支援を必要と認めた申請者からの同意を得て、被介護者（医療的ケアを受けている子）の氏名、住所、生活状況、必要な医療的ケアの種類、支援に携わる関係機関等の情報を登録した事業利用者台帳等を整備し、適切に管理しなければならない。
- 2 受託者等は、受託した業務の実施状況を明らかにできる書類のほか、事業の経理に関する必要な書類を整備し、業務を実施した日の属する年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

（情報の提供等）

- 第13条 区長は、申請者からの同意を得て、個人情報の保護に十分配慮しつつ、被介護者の支援に資する情報を関係機関等へ提供し、共有することができる。

（その他）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、

福祉部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

第1号様式

板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業利用申請書

(申請先) 板橋区長

年 月 日

板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業の利用について、次のとおり申請します。

(医療的ケアを被介護者を受けている子)	ふりがな		生年月日	年 月 日		
	氏名					
	身体状況	※該当する状況に○をしてください。 1 寝たきり 2 支えられて座位が取れる 3 自力で座位が取れる 4 歩行に一部障がいがある 5 自力で歩行できる				
	医療的ケアの種類	※該当する項目全てに○をしてください。 1 人工呼吸器管理※ 2 気管内挿管・気管切開 3 鼻咽頭エアウェイ 4 酸素吸入 5 吸引(回/日) 6 ネブライザー(回/日・継続) 7 中心静脈栄養(IVH) 8 経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう・腸管栄養) 9 継続する透析(腹膜灌流を含む) 10 定期導尿(回/日) 11 人工膀胱 12 人工肛門 13 その他() ※機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む				
	現在利用している病院					
	現在利用している訪問看護事業所					
	現在利用している通所先等					
	現在利用しているその他の場所					
(保護申請者)	ふりがな		続柄	※被介護者からみて		
	氏名					
	住所			電話番号		
事前確認	コーディネーターに相談したい内容に○をつけてください。					
		退院後について		保育園の入園について		
		在宅の生活について		小学校への入学について		
		児童発達支援について		中学校への入学について		
		放課後等デイサービスについて		その他()		

同意欄	以下の項目にご同意いただける場合は、□欄にレ印をつけてください。				
	□	区が本コーディネーター事業において取扱う個人情報や内容を、必要に応じて区の関係する主な課(障がいサービス課、健康推進課、保育サービス課等)と情報共有すること。			
	□	区が本コーディネーター事業において取扱う個人情報や内容を、必要に応じて区以外の機関(現在利用している病院や通所先等の事業所、相談支援事業所等)と情報共有すること。			
	_____年_____月_____日 同意者氏名 _____				
区処理欄	利用者番号				

年 月 日

板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業利用決定通知書

(申請者) 様

板橋区長

先に申請のありました板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業の利用について、次のとおり利用を認めます。

被介護者 (医療的ケアを受けている子)	氏名	
申請者 (保護者)	氏名	
	住所	
	電話番号	
利用者番号		

次に掲げる事項に該当するときは、速やかに届け出てください。

- ・利用者及び被介護者の住所又は氏名を変更したとき
- ・本事業の利用を辞退するとき

なお、以下に該当する場合は、事業の利用対象外となり決定が取り消しとなります。

- ・板橋区外に転出したとき

板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業利用却下通知書

(申請者) 様

板橋区長

先に申請のありました板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業の利用については、次のとおり利用を認めないことを決定しました。

被介護者 (医療的ケアを受けている子)	氏名	
申請者 (保護者)	氏名	
利用を認めない理由		

第4号様式

板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業変更届出書

(申請先) 板橋区長

年 月 日

板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業の利用を認める決定に係る変更について、次のとおり届け出ます。

利用者 (被介護者・医療的ケアを受けている子)	氏名	
申請者 (保護者)	氏名	
	住所	
	電話番号	
利用者番号		

変更する項目			変更後の内容
被介護者 (医療的ケアを受けている子)	☐	氏名	
申請者 (保護者)	☐	氏名	
	☐	住所	
	☐	電話番号	

板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業変更決定通知書

(申請者) 様

板橋区長

板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業の利用を認める決定に係るについて、次のとおり変更いたします。

被介護者 (医療的ケアを受けている子)	氏名	
申請者 (保護者)	氏名	
	住所	
	電話番号	
利用者番号		
変更前		変更後

第6号様式

板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業辞退届出書

(申請先) 板橋区長

年 月 日

板橋区医療的ケア児等コーディネーター事業の利用を辞退したいので、次のとおり届け
出ます。

被介護者 (医療的ケアを受けて いる子)	氏名	
申請者 (保護者)	氏名	
	住所	
	電話番号	
利用者番号		

辞退する年月日	年 月 日
辞退する理由	☐区外に転出する。 ☐必要な支援が完了したため。 ☐その他（以下に理由を記載してください。）